

いじめ調査に関する 第三者委員に学ぶ

2014年11月25日(火)

真下 麻里子 (64期)

●Mariko Mashimo
子どもの権利に関する委員会 幹事
(略歴)
2011年 当会登録

伊藤 彩 (66期)

●Aya Ito
子どもの権利に関する委員会 委員
(略歴)
2013年 当会登録

佐藤 省吾 (66期)

●Shogo Sato
子どもの権利に関する委員会 委員
(略歴)
2013年 当会登録

22年に足立区の中学3年生の男子生徒が自死した事案について、足立区のいじめに関する調査委員会の委員長を務められました。

関哉直人弁護士は、第二東京弁護士会に所属され、足立区の事案において遺族側の代理人として調査委員会の活動にかかわられた経験をお持ちです。

また、コーディネーターは、第二東京弁護士会子どもの権利委員会の平尾潔弁護士にお願いいたしました。

本稿では、同研修における各講師の方々のお話の要旨をご紹介します。

I はじめに

大津事件をはじめとするいじめ事件に対する世論の高まりを受け、平成25年9月28日、いじめ防止対策推進法が施行されました。同法には、児童がいじめにより自死した場合等「重大事態」が発生した場合における第三者委員会の設置に関する規定が置かれ(28条)、弁護士が専門家として委員会に参加することが期待されているところです。

そこで、平成26年11月25日、「いじめ調査に関する第三者委員経験者から学ぶ」と題して、第三者委員会に関する経験をお持ちの方々をパネリストとしてお招きし、具体的な活動内容等、貴重なお話を伺いました。

影山秀人弁護士は、横浜弁護士会に所属され、平成25年に湯河原町の中学2年生の男子生徒が自死した事案について、湯河原町いじめ調査委員会の委員を務められました。

横湯園子教授は、臨床心理士として、平成

II 各事件の概要

1 湯河原町いじめ自死事件 —影山弁護士—

(1) 被害少年の中学1年時の状況

被害少年は、中学校に入学した年の4月より、同じ部活(運動部)の同級生部員、3、4人からハーフパンツをおろされるなどのいじめを受けるようになりました。

同年7月には尻を蹴るなどの暴行を受けるようになり、9月には靴やかばんを隠される、10月には柔道の技をかけられるということがありました。

また、被害少年は、加害少年らから、日々、「きもい」、「消えろ」、「死ね」などと言われており、翌年1月になると、「どうせ死ぬなら大会(新人戦)が終わってからにしろよ」などと言われることがありました。これは、被害少年が欠けると1年生部員が4人となってしまい、2～

3月の大会に出られなくなるという理由からでした。

その後、2月には、面白いことをして我慢できずに笑ってしまったら筒で叩くというテレビ番組を真似して、被害少年が加害少年らから紙で作った丸い筒で体中を叩かれるということがありました。

また、ジャンケンして負けたらビンタするというゲームで被害少年だけがビンタされる、腹筋をして起きるたびにビンタされるということがありました。加害少年らは、これらをいずれも「遊び」と思っていたようです。

(2) 中学2年の4月に事件発生

4月になると、被害少年は、加害少年らと別のクラスになり、教室の距離も離れました。しかし、新学年が始まってわずか数日の間にも、プロレス技をかけられるなどのいじめが毎日続いていました。被害少年は、担任の勧めもあり、学級委員に立候補しました。

被害少年は、自死の前日である平成25年4月9日、自己紹介表のプリントの裏に「たまには僕らの話も聞いてください」と書いて担任に提出していました。しかし、担任から「どうしたのか」というような声掛けはありませんでした。

翌10日、学級委員には別の女子生徒が選ばれ、担任からは、「後期は頼むよ」と声をかけられました。被害少年は、学校が終わると自宅に帰り、自室で首を吊って亡くなりました。被害少年の自室には、「誰も僕の心をわかってくれない。さようなら。」という遺書が残っていました。

(3) 事件発生後の経緯

事件翌日、被害少年の通っていた中学校では全校集会と緊急アンケートが実施されました。アンケートの結果、3分の1の生徒が「いじめではないか」と答えたこと、加害者として3人の名前が集中的にあがっていたことから、学校側は、3人に焦点を当てて調査を開始しました。同日、警察も学校に来て、触法事件として調査する旨を学校に通告しました。

事件から11日後、神奈川県教育委員会主導のもと湯河原中学校支援対策本部（以下、「支援対策本部」といいます。）が設置され、事実関

係の調査が行われました。警察も並行して調査を開始していました。

その後、同年7月、支援対策本部は、「いじめはあったが自死との間の因果関係は不明である」とする報告書を提出しました（非公開）。

2 足立区いじめ自死事件 —横湯教授—

(1) 中学1年生から自死直前まで

被害少年は、小学5、6年生の時からいじめを受けるようになり、中学1年生のころから死にたいと周囲に述べていました。自死後に見つかった遺書には、「7回死にたいと思ったら、死のうと思っていた」という趣旨のことが書かれていました。

いじめの態様としては、侮辱的な呼び名で呼ばれ続けるというものであり、女子生徒のいる教室や廊下でも行われていました。

(2) 自死直前の行動

被害少年が亡くなる3週間程前、中学3年生の夏休みに入る前後から、被害少年に対するからかいが酷くなり、被害少年は、身辺整理と思われる自室の片づけを始めました。遺書によると、死のうと思ったのが10月22日で7回目に達したとのことでした。この日は運動会の打ち上げがあったので、ここで何か起きたと推測されます。

被害少年は、自死直前に母親に中学1年生の時に使っていたベルトを出してほしいと頼み、平成22年10月25日、このベルトで首を吊って亡くなりました。両親を気遣う内容の遺書がポケットの中にあっただけで、ゴミ箱の中に長文の遺書が捨てられていました。第三者委員会では、この捨てられていた方の遺書を「本音の遺書」と呼んでおりました。

(3) 事件発生後の経緯

事件後、被害少年の通っていた学校ではアンケートが実施されましたが、回答がまちまちでした。主に2人がいじめていたのは確かでしたが、実際にどれくらいの生徒が関与していたのかを明確にすることはできませんでした。

警察は、28人から事情を聴取しましたが、

被害少年に教室の机の上で性行為の真似事をさせ、周りがはやし立てていたと1人が証言しただけでした。こうした証言を行う者が3人いれば、立件できたとのことでした。

Ⅲ 委員会立ち上げの経緯 と委員選任の経緯

1 湯河原町いじめ自死事件 — 影山弁護士 —

湯河原町の第三者委員会は、支援対策本部が作成した調査報告書の内容を精査する目的で、平成25年8月に立ち上げられました。

これに先立つ同年6月には、「湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例」が制定されたので、同条例に基づいて設置されました。

第三者委員会の構成は、臨床心理士、元県立高等学校長、精神科医、弁護士、NPO代表の5名であり、私は、横浜弁護士会からの推薦で委員会に入りました。

なお、足立区の場合と異なり、遺族からの推薦枠はありませんでした。

2 足立区いじめ自死事件 — 関哉弁護士 —

被害少年の自死から1年後に遺族から依頼を受け、第三者委員会設置の要請を検討しました。

当時、いじめと自死の因果関係を否定する例が多かったので、設置の要請については、遺族の代理人としてかなり慎重に検討しました。

結果的には、事実調査をしてほしいという遺族の意向により、事件から3年後に設置されました。

遺族としては、学校側の報告書にいじめと自死との間の因果関係について触れられていなかったことから、報告書に記載されない事実関係を知りたい、自死との因果関係を認めてほしいという気持ちがあったのではないかと思います。

第三者委員会の構成は、教育委員会からの推薦2名、遺族からの推薦2名の合計4名で構成されました。横湯教授には、遺族の推薦で第三者委員会に入っていました。

Ⅳ 委員会の中で 弁護士が果たす役割 — 影山弁護士 —

1 タイムスケジュールの作成、 管理が重要

第三者委員会ではそれぞれの分野の専門家で作成される性質上、様々な役職、経験者が委員として入られることが想定されます。皆、他の仕事を抱えているので、月2回の会議の日程調整をするだけでも大変です。

また、委員会の会議以外にも現地調査や聞き取り調査、資料の取り寄せ・照会、報告書の作成等、多分野にわたる活動を限られた時間内で効率よく行う必要があるため、誰かがリーダーシップを取り、タイムスケジュールを作成、管理することがとても重要になります。

さらに、各委員の専門的な見解を取りまとめ、方向付けを行う必要もあります。

このようなスケジュールリングや会議の進行等の面でも弁護士がこうした意識を持って発言をすることが必要になると思います。

2 事実認定においては リードすることが求められる

証拠から事実を認定するという事実認定の作業は、まさに弁護士が積極的に関与する場面で、弁護士の役割はとても大切です。第三者委員会の中でも弁護士の意見や発言は、かなり尊重されると思います。

湯河原町の場合、支援対策本部が作成した報告書を検討してみると、警察が調査し、家庭裁判所が認定した暴力に関する事実がかなりごっそりと抜けおちてしまっていることが発覚しました。

私は、第三者委員会として、警察や家庭裁

判所で取り上げられた事実についてもきちんと確認し、認定できる事実は認定しなければならないと思いましたが、この点についても調査しました。

また、「自死といじめとの因果関係」については、「可能性は大いにあるが不明」などといった表現にとどめられがちですが、証拠から認定できる限り、第三者委員として、その有無について明記すべきであると考えていました。

そこで、私は、調査で証拠が得られるたびに、弁護士として、現証拠から認定できる事実を取りまとめ、他の委員と共有しました。

その結果、これらの事実の殆どが実際の第三者委員会作成の調査報告書に反映され、支援対策本部の報告書では触れられていなかった暴力に関する事実もかなり加わりました。

また、因果関係につきましても、因果関係を認める旨を明記するに至りました。

このように、事実認定については、調査段階においても、また報告書の起案の面でも弁護士が能力を発揮する場面と言えますし、積極的に関与することが他の委員との関係でも望まれると言えます。

V

教育臨床心理学・心理臨床家による事実認定の方法 —横湯教授—

1 臨床心理士としてのアプローチ

当初、弁護士を委員として入れることを強く要望しましたが、本件は、いじめが存在したことに争いはなく、いじめと自死との因果関係を明らかにすることが第三者委員会の役割でした。

そのため、法的な問題が存在しないという理由で弁護士を入れる必要がないと判断されてしまった、という経緯がありました。

そこで、本件においては、教育臨床をフィールドに研究する心理臨床家としての立場から事実認定を行いました。

私は、今で言う不登校の子どものための学級が1965年に国立国府台病院児童精神科病棟

内に日本で最初にでき、病棟児対象の治療的教育の場で15年ほど勤務していました。当時は治療や教育が可能かどうか暗中模索の時代でした。以降、神経症を中心に精神疾患やかわりかたについて研究しておりました。その後、大学では教育臨床心理学を教えておりましたが、いわゆる心理学というよりは、イギリスの戦闘神経症（ノイローゼ）に関する研究も視野に入れて精神医学の研究を主としていました。

したがって、本件のように、抑うつ傾向に至った後に自死を選択してしまったという事例を分析することは、まさに私が長年携わってきた仕事でした。

2 具体的な事実認定の方法

具体的な事実認定の方法としては、自死への道行において、被害少年の外部に現れていた身体症状が何を意味するのかを検討し、そこから被害少年がどのような心理状態であったかを分析し、被害少年の置かれていた状況を明らかにするというものでした。

例えば、自死の前、被害少年は、「自分がみんなに愛に思われているのではないか。」と思う傾向がありましたが、これは、いわゆる「対人恐怖」です。

また、同時期、被害少年は、外出するときはフードを被り、家の近くのレストランに行くことを嫌がり、遠くに行きたがる傾向がありましたが、これは、いわゆる「視線恐怖」です。

こういった症状を1つ1つ分析し、何が原因でこのような症状が生じたのかという視点で、いじめの中身を分析し直したのです。

この作業を行う際には、全ての記録を精査した上で私が作成した心理的な変化を時系列でまとめた表が大変役立ちました。本件では、ヒアリング等を行う際にも、この表を用い、事実関係の確認を行いました。

このように、心理臨床家（臨床心理士）による事実認定のアプローチは、弁護士によるものと大分違うのではないかと思います。

**1 湯河原町いじめ自死事件
—影山弁護士—****(1) 事件前のアンケートの原本が処分されてしまっていた**

学校が第三者委員会に対して大変協力的であったため、生徒・教師等に対するヒアリングの書面、事件後にとったアンケート等、支援対策本部が報告書を作成する際に参照した資料については、全て原本にあたることができました。

しかしながら、事件以前に学校が定期的にとっていたアンケートについては、集計結果を記載したもののみを参照することができたにとどまり、原本を参照することはできませんでした。学校によれば、原本を処分してしまったとのことでした。この件は、新聞等にも「いじめアンケート破棄」などと、大きく取り上げられました。

委員会としましては、事件直後のアンケートにおいて、3分の1程の生徒がいじめの事実に関する記載を行っていたため、事件前のアンケートでも何らかの記載があったのではないかと考えていました。

ですから、第三者委員会は、学校に対し、直ちにアンケートの原本を提出するよう求めました。しかし、結局、処分してしまったとの主張が変わることはなく、提出されることはありませんでした。

これを受け、第三者委員会は、報告書において、定期的に行われるアンケートの保管期間について、十分に配慮するよう提言を行いました。

定期的にとるアンケートは、重要な資料ですから、今後、生徒が在学する限り、原本保存が原則とされることを望みます。^{*}

(2) 第三者委員会には法的な資料入手権限がない

第三者委員会は、公式記録の入手を行う法的な権限があるわけではありません。ですから、公式記録の入手には大変苦勞しました。この点は、今後の課題であると思います。

特に、本件は、加害少年らが刑事未成年であったため、触法事件として警察が調査を行い、児童相談所から家裁に送致されました。

この加害少年らの供述調書等の送致記録は、第三者委員会としては、記録の閲覧・謄写を行うことができませんでした。

そこで、やむを得ず、加害者側の弁護士に対して協力を求めたり、児童相談所に協力を求める等、様々な方法を試みましたが、いずれも叶いませんでした。

最終的には、他に公開しないという条件の下、遺族が閲覧・謄写した記録を遺族から提供いただき、事実上、参照することができました。コピーを取ることはしませんでしたので、各委員の手元に残ったメモをもとに事実認定を行うことになりました。

本件では、遺族の厚意により、事実上、資料を入手することができましたが、他の事件では、資料の入手ができないまま終わってしまう可能性もあります。この点は、早急に検討すべき課題であると考えています。

(3) 加害少年らに対するヒアリングの難しさ

加害少年らに対するヒアリングにおいては、相当な配慮が必要であると感じました。

といいますのも、加害少年らは、事件直後から第三者委員会からのヒアリングに至るまで、インターネットに名前が掲載されてしまったり、マスコミに注目されてしまっていたり、警察、児童相談所や学校等から再三にわたって事情聴取をされたりしています。このため、かなり疲弊し、精神的に追いつめられていたのです。

第三者委員会としては、このような状態の加害少年らに対し、追い打ちをかけるようなヒアリングは行いたくないと考えていました。

他方、過度な配慮を行うことで聞くべきことを聞けないようでは意味がありません。

^{*} なお、前橋地裁平26・3・14判決（判時2226号49頁）は、桐生市立小学校におけるいじめ自死事件に関して、学校のアンケート調査も第三者委員会の調査のいずれもが不十分であったとして調査報告義務違反を認めている（編集者注記）。

そこで、1人の少年に対し、委員が5人全員で取り囲むようなことはせず、2人くらいでヒアリングを行うことにしました。町教委の事務局は同席させませんでした。

また、必ず聞かねばならない点をあらかじめ委員同士で確認しておくなどして、重要な点を聞き損なうことのないようにしました。

加害少年らの心情に配慮しながらのヒアリング方法については、臨床心理士の方の姿勢が大変参考になりました。

(4) 事後的な資料収集の難しさ

本件における第三者委員会の役割が支援対策本部の報告書を再検証することにあつたということは、前述したとおりですが、そのためには、本当に加害少年ら以外に被害者を追いつめる行為を行った者はいなかったのか、学校以外の事情によって追いつめられたという事実はなかったのか、という複眼的な視点で調査する必要があります。

しかしながら、本件は、極めて早い段階において、いじめによる自死であったこと、加害少年は3名であったことなどが特定され、そこにフォーカスされた資料ばかりが集まっていました。

したがって、それ以外の事実を検証するための資料を収集するのが極めて困難でした。

2 足立区いじめ自死事件 —横湯教授—

(1) カウンセリングを行うようにヒアリングを行う

湯河原町の事件と同様、ヒアリングの態様については、かなり配慮しました。

特に、担任の先生をはじめとする現場の先生方は、大切な生徒を失ったことによる精神的負担が大きく、追いつめられてしまっていることが多いのです。場合によっては、関わる先生が自殺してしまうおそれすらあります。

したがって、ヒアリングの際には、他の委員に対し、ヒアリングの仕方によっては相手をさらに追いつめてしまうことがあることを指摘した上、細心の注意を払って質問するよ

う求めました。

また、このようなおそれのある相手に対しては、事実を話すことで事件による精神的負担が少しでも軽減、かつ今後活かせるよう、カウンセリングを行うようにヒアリングをした場面もありました。中には、ヒアリング後に泣き出す方もおり、事件にかかわった方々の置かれている状況の厳しさを感じました。このような方々への配慮は本当に重要であると思います。

(2) 時間の経過による事実調査の難しさ

本件は、事件から約3年後に第三者委員会の調査が始まったため、時間の経過による調査の難しさがありました。

まず、そもそも、ヒアリングに応じてくれた人がとても少なかったのです。ヒアリングに応じてくれたある生徒に、なぜ他の生徒はヒアリングに応じないと思うかと尋ねてみたところ、『『今さら感』がある。』と答えました。自分は、この事件を気にかけているからヒアリングに応じるが、ほかの人は今さらこの事件にかかわりたくないのだと思う、とのことでした。

また、第三者委員会がヒアリングを行いたいと思っていた生徒の親から「これ以上、追及しないでください。子どもが苦しんでいます。」と求められることもありました。

本件のような「心理的ないじめ」では、周りの生徒たちが「もしかしたら、自分もいじめに加担してしまっていたのかもしれない。」などと思ってしまうことが多くあります。このような思いが生徒たちを苦しめ、できる限り事件から距離を置きたいという心情にさせるのだと思います。

VII 遺族への配慮について

1 公平中立性との関係

(1) 湯河原町いじめ自死事件

—影山弁護士—

第三者委員会は、公平中立の立場にあるものなので、事実認定において、遺族の意向を

考慮するということはありません。

ただ、遺族の方から調べてほしい事実が出てくるともあり、かかる事実について調査をするということはありません。

とはいえ、あくまで証拠に基づく事実認定を行うので、遺族の望みが報告書に反映されるとは限りません。

実際、本件においても、遺族が認定を強く望んでいた事実について、証拠が不十分であったという理由から認定しなかったということがありました。

そういった場合は、認定事実から当該事実をただ外すだけといった対応に留まらず、なぜ当該事実が認定できなかったのかということ報告書できちんと説明するという配慮が必要だと思います。本件ではそういった対応を行いました。

(2) 足立区いじめ自死事件 ー横湯教授ー

私は、遺族の推薦で委員となりましたが、湯河原町の事件と同様、遺族の意向を反映した事実認定を行うといったことは一切ありませんでした。

第三者委員会の使命は、ただ真実を明らかにすることに尽きると考えていました。

2 遺族に対する報告について

(1) 湯河原町いじめ自死事件

ー影山弁護士ー

遺族に対する報告は、町教委の方々が行っていました。そういった意味では、遺族とのコミュニケーションはとても大事にしています。

とはいえ、誰がどのような意見を持っているか等の会議内容にかかわることを報告することはなく、会議が行われた事実や進捗状況等、客観的な事実のみを報告していました。

(2) 足立区いじめ自死事件 ー横湯教授ー

足立区の場合、第三者委員会を終えた後、ほぼ毎回委員長である私が遺族に対して報告を行っていました。

報告内容については、「ここまでは言える」、「ここからは言えない」ということを明確にし

て説明できる範囲のことを丁寧に説明するように心がけていました。

また、アンケート等の調査結果の開示については、大変難しい問題で、どこまで開示するかは、最後まで委員の中でも意見がまとまりませんでした。

(3) 足立区いじめ自殺事件 ー関哉弁護士ー

遺族としても、アンケートに記載された氏名が知りたいのか、事実が知りたいのかはケースバイケースだと思います。

足立区の場合、遺族との対話を重ねる中で、犯人探しではなく、どのようなことが学校で起こったのかが重要であるとして、結果的に名前の公表までは求めないということになりました。

VIII 第三者委員会の意義と弁護士の役割についての展望

1 報告書の意義 ー横湯教授ー

足立区の事件の報告書で最も誇れる部分は、いじめの予防には、教師の多忙化を解消する必要があるということ、具体的な解決策を提示した上で提言することができた点です。教育現場を知っている者が第三者委員会に入っていたからこそできたことだと思います。

また、第三者委員会による提言は、行政に対して一定の効力があります。

ですから、本提言をもとに具体的な予算が割かれるなどして、実際に現場が変わっていくことが期待できると思います。

2 第三者委員会の意義・目的 ー関哉弁護士ー

第三者委員会が誰のために、何を目的として設置されるものであるかを今一度考える必要があると思います。

本件において、私は、遺族側代理人として関与しましたが、少なくとも遺族の視点からすれば、「自死といじめの因果関係」につき、報告書において、「事実的因果関係はあるが相

当因果関係はない」等の法律論が展開されることなど全く求めていませんし、意味がないと思います。

遺族が知りたいのは、自分の子どもに一体何が起きたのかということに尽きるのです。

その意味では、足立区の本報告書は、法律家の書いたものではありませんでしたが、被害少年が自死を選択するに至った心理についてもきちんと言及されており、分かりやすく、遺族としても納得できるものであったと思います。

また、本件の第三者委員会は、会議が終わるたびに遺族に対して報告を行い、常に透明性を確保しようという姿勢を見せていました。遺族としても、かかる姿勢を十分に感じ、報告書が出る前に既に納得されていたのではないかと思います。

今後、第三者委員会に入る弁護士には、誰のため、何のために調査を行うのかを是非考えてほしいです。

3 弁護士の役割 —影山弁護士—

今回、湯河原町の事件の第三者委員会の委員となり、議事進行、タイムスケジュールの確立、事実調査、報告書の起案等、第三者委員会における弁護士の役割は、かなり大きいものであると実感しました。

特に、事実認定については、証拠を入手するたびに認定できる事実を明示し、他の委員に確認してもらうといった作業を主導的に行う必要があると思います。

結果、報告書の実事認定部分の起案は、弁護士が行うことになることが多いのではないかと思います。

新法が施行され、今後、たくさんの第三者委員会が立ち上がることが予測されますが、選任された弁護士には、是非とも頑張ってください。

■

刑事贖罪寄付・篤志家寄付は第二東京弁護士会へ

～刑事贖罪寄付等は二弁へ～

「東京三会は、日弁連と共同して、法律援助事業を実施しています。法律援助事業は、市民の方への法的サービスを目的として、人権救済の観点から、犯罪被害者、難民、子ども等弁護士による法律援助を必要とされる方々のために行っております。」

当会会員の紹介による刑事贖罪寄付や篤志家寄付もまた日弁連と当会とが共同して受け入れております。弁護士会館9階の第二東京弁護士会人権課窓口（電話：03-3581-2257）で手続をお願いします。日弁連と当会連名の寄付を受けた証明書を発行いたします。なお、振込による入金も可能ですので、お問い合わせください。

問い合わせ先：事務局人権課（TEL 03-3581-2257）